

動物愛護管理基本指針の見直しにあたって ～用語の定義について～

動物愛護管理法及び動物愛護管理基本指針において用いられているいくつかの主要な用語については、定義の明確化やそのための十分な議論が行われていないために、解釈する者によって多様な受け止め方がなされ、共通の認識を必要とする検討の支障となる場合も生じていると考えられる。このため、今後の人と動物の共生する社会のあり方に係る中長期的な検討の円滑化に資することを目的に、特に重要な用語について、その法制上、学術上、制度運用上等の整理を示した。

1. 動物の「愛護」と「管理」について

昭和 48 (1973) 年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律 (動物保護管理法)」は、平成 11 年の改正にあたり、法の名称、目的規定の「保護」が「愛護」に変更され、動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法) となっている。

(1) 現行法上の整理

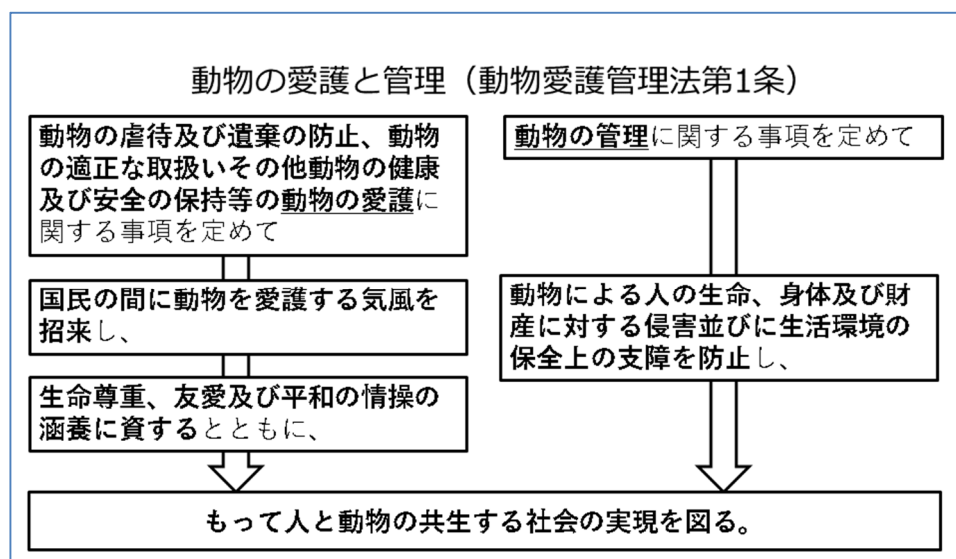


図1 動物愛護管理法第1条における動物の愛護と管理の位置づけ

(2) 法律の名称に「愛護」が用いられた経緯

法律の名称中及び第1条(目的)中の「保護」が「愛護」に改められているが、この趣旨は、改正前の「保護」は虐待の防止や適正な取り扱い、飼養等をその内容としており、「愛護」はそれらを言い表し得るのみならず、さらに改正法の目指すところである人と動物とのより良い関係づくりを通じた生命尊重、友愛等の情操の涵養ということによりふさわしいと考えられることによるものである。(参照：改正法施行通知 第2の1(1) 平成12年11月10日 内閣総理大臣官房管理室長通知)

(3) 第一次動物愛護管理基本指針策定時における整理

・動物の愛護：定義及び目的

- 動物の愛護とは、動物の取扱いに、その生命に対する感謝と畏敬の念を反映させること。「自然資源の WISE USE（賢明・良識的な利用）」の一概念。
- その目的は、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること。

- ・動物愛護については、一部の国民の間に誤った理解やイメージが流布しており、冷静かつ客観的なものに変えていく必要がある（動物愛護とは、動物の命と人の命を、対等に扱おうとする考え方をとするものではない。動物は他の生物の命を犠牲にしなければ生きていけないものであり、動物を殺すことや利用することを否定できるものではない。しかし、犠牲にすることを当然のこととして動物の生命を軽視してはならないものである。）
- ・対象動物（利用目的等）の違いによって、「愛護」の具体的な形や方向性は変化する。
 - 家庭動物・展示動物（終生飼養） ⇒ エンリッチメント等といったプラス要因の付与が基本
 - 実験動物・畜産動物（非終生飼養） ⇒ 苦痛軽減、有効利用等といったマイナス要因の排除が基本
- ・動物を飼うことは、命の尊さを学ぶ良い機会であり、また、死を学ぶ良い機会でもある。

・動物の管理：定義及び目的

- 動物の管理とは、動物の取扱いにおいて、動物の飼養者が社会の一員として、その責任を自覚し、責任ある行動をとること。
- その目的は、動物による人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は生活環境を害することにより人に迷惑を及ぼすことないようにすること。もって人と動物の共生に資すること。

（参照）平成 18 年 3 月 23 日開催第 15 回動物愛護部会 資料 2 「動物愛護管理基本指針（仮称）」の基本的考え方（案）より抜粋

(4) 「動物愛護」の由来

「動物虐待防止協会（1902 年結成）」が、1908 年に「動物愛護会」に改称した際に用いられたとされる。「保護」という言葉を避けて、「東洋的」で「積極的」なニュアンスのある言葉として、「愛護」という言葉を使うことにしたとされる。

（参照）『動物福祉の現在：動物との良い関係を築くために』（上野吉一・武田庄平編著、2015）

2. 「アニマルウェルフェア」と「動物福祉」について

アニマルウェルフェアや 5 つの自由を個々の制度や指針の中に位置づける場合には、対象となる動物の範囲（例えば分類群等）について、一定の検討・判断を要するものと考えられる。

例えば、苦痛や恐怖に対する感受性については、科学的知見の集積の状況や分類群による差異を考

慮しなければならない場合があると考えられる。また、動物自体の権利は、日本の法体系の中に位置づけられていないことから、本来、人と言うところの生存権の確保の手段である「福祉」をそのまま動物に適用する法制的な根拠を説明することは困難であり、「動物福祉」と「福祉」は現在の法体系の中では異なる意味合いを持つことを明確にせざるを得ないと考えられる。

（１）論点整理における「対応の方向性」

“ 中長期的な課題として、アニマルウェルフェアの考え方とそれに基づく国際機関・各国における具体的な動物の取扱いに係る制度・運用について、情報収集・整理を行うとともに、動物愛護の考え方とそれに基づく動物の取扱制度等の関係を整理することが必要。整理に当たっては、それぞれの考え方等の背景となった文化的・社会的背景やその歴史（動物観の違いや、人と動物との関わりの歴史の違い等）を含めて整理・把握することが重要。その上で、アニマルウェルフェアの考え方やそれに基づく取扱いについて、動物の飼養目的や政策分野ごとに、日本においてどのように扱うべきか、課題・留意点を含め、整理・検討を行う。”

（参照：動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）より抜粋）

（２）「アニマルウェルフェア」と「動物福祉」の関係

“Animal Welfare”（アニマルウェルフェア）は、日本語では、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳されている場合がある。しかし、「福祉」という言葉が社会保障を指す言葉としても使用されていることから、本来のウェルフェアの意味合いである「幸福」や「良く生きること」という考え方が十分に反映されておらず、誤解を招くおそれがある。

（中略）本指針では、家畜にとってより良いアニマルウェルフェアを普及啓発するという観点から、その意味合いが反映されるようにアニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」とする。

（参照：「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」中、本指針での「アニマルウェルフェア」の定義より抜粋 令和元年6月（公社）畜産技術協会）

（３）国際的なアニマルウェルフェアの定義

国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論における定義

「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」

・ 5つの自由：アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 物理的及び熱の不快からの自由、④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

（参照：農林水産省 HP 資料より。論点整理で引用）

（４）平成 24 年法改正における対応

➤ 動物愛護管理法 第一章総則（基本原則）第 2 条

- ・平成 24 年法改正において、動物は命あるものとする従前からの動物愛護の観点からの基本原則（第 1 項）に加えて、第 2 項で、アニマルウェルフェアの「5つの自由」の趣旨を踏まえ、可能な限り、適切な給餌・給水、必要な健康管理、その動物の種類・習性等を考慮した飼養環境の確保を図るべきことが明記された。
- ・当該規定は、動物の健康及び安全の保持を担保するための規定であり、動物愛護の気風を招来するとの保護法益を実現するための規定である。

（参照：動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理））

（５）動物愛護管理基本指針における「アニマルウェルフェア」の用例

（第 2．2．施策別の取組（7）産業動物の適正な取扱いの推進 ①現状と課題より抜粋）

“動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成 24 年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は 2 割以下に留まっている。（中略）このような国際的な動向、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されている。”

（６）文献における定義

- ①『専門基礎分野 動物福祉学』（全国動物保健看護系大学協会 カリキュラム検討委員会編；2014 年）

・動物福祉 animal welfare とは

「人が世話や管理をしたり、あるいは何らかの影響を及ぼしたりする動物あるいは動物集団について、その生理的、環境的、栄養的、行動的、社会的な欲求が満たされることによってもたらされる幸福（ウェルビーイング well-being）の状態」と定義されている。

・動物福祉を説明する一般的な 3 つの概念

①主観的経験：痛みや恐怖、欲求不満による幸福の低下を問題視する。

②生物学的機能性：生物学的機能性が、病気やけが、栄養不良によって低減されることを重視する。

③本来の行動：動物は、本来の行動のほとんどを自然に実行できる自由を持つべきであるという考え方に基づく。

⇒ 人が動物を利用することを否定しないが、生きている限り「動物が精神的、肉体的に十分健康で幸福であり、環境に調和していること」また、殺す際にも「可能な限り苦痛を与えないこと」

＊（以下の補足説明を記載）

なお、日本の、とくに産業動物の世界では、動物“福祉”という語感から、介護・医療を含む社会的保障が連想されたり、感情的な動物“愛護”と誤解されたりすることから、あえて和訳を行わずに「アニマルウェルフェア」と表記されることがある。

②佐藤衆介「愛護倫理と動物福祉倫理の融合」(『環境思想・教育研究』9、26-30、2016)

愛護では人が主体であり、愛という情動を通して動物との共生関係を構築することが目的である。しかし、動物との心理的關係が構築された中で、動物自体の状態がどう変わったのかの利害評価はほとんど問われない。動物福祉倫理では、動物の状態への結果責任が問われており、愛護とは大きく異なる。

動物福祉とは、語源的には動物（アニマル）が、望みに沿って（ウェル）、生活する（フェア）ことであり、西欧人の利権、自由、義務といった社会的発想に由来する。動物も利害を感受できる故に、社会における構成員であり、社会契約の中で保障されるという発想である。苦痛・苦悩の排除こそが最大の利害価値であり、社会の中で最大多数の最大幸福を求めることが正義とする功利主義の中で、動物の福祉も配慮される。従って、我々の行為が、動物の望みに沿った生活に貢献できたかの科学的評価、結果責任こそがポイントとなる。動物に対する心理的關係の構築ではなく、動物個体の自由や権利の保障である。日本人にとって、個体の権利、自由、義務といった発想は動物にとってのみならず、人にとってもあまり馴染まないが、愛護が人と動物との共生關係の構築であるならば、「動物の愛護に関する事項」による結果責任を求めることは極めて自然である。その時に、これまで西欧で培われてきた科学的な福祉評価の方法と実践は有効である。動物愛護倫理に世界標準になりつつある動物福祉的発想を取り込むことで、愛護は実を伴った人と動物との共生に通じ、倫理として矛盾はなく、普遍的・持続的となる。(pp. 26-27)

3. 「畏敬の念」について

・動物の愛護：定義及び目的

- 動物の愛護とは、動物の取扱いに、その生命に対する感謝と畏敬の念を反映させること。「自然資源の WISE USE（賢明・良識的な利用）」の一概念。
- その目的は、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること。

※平成 18 年 3 月 23 日開催第 15 回動物愛護部会 資料 2 「動物愛護管理基本指針（仮称）」の基本的考え方（案）より抜粋

4. 「終生飼養」について

- 動物愛護管理法 第三章動物の適正な取扱い 第1節 総則（動物の所有者又は占有者の責務等）第7条第4項

“ 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。”

- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号） 第1 一般原則 1

“ 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、（中略）、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。”

- 論点整理Ⅰ. 行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方 1. 犬猫の引取りのあり方（1）所有者からの引取りの課題 論点①「終生飼養の趣旨」の正確な理解（抜粋）

“ 法第7条第4項の「できる限り、その動物が命を終えるまで適切に飼養すること」の努力義務については、動物が命を終えるまで飼養する努力を求めるものであるが、これは現在の飼い主が最後まで責任をもって飼育することの重要性を前提としつつも、所有者の変更を認めないものではない（所有者（飼い主）は飼い始めたらどのような場合においてもその所有する動物が死亡するまで飼養を継続する、との趣旨ではない）。現在の飼い主が適切に飼養管理できない場合には、譲渡等により、新たな飼い主が適切に飼養することも、終生飼養の趣旨に適合するものである。（中略）なお、「動物がその生を終えるまで」、とは、動物の健康・安全の保持の観点から、治癒の見込みのない病気等の場合において、動物病院等で安楽殺により動物が生を終える場合も含むと解する。”

5. 「人と動物の共生」について

- 動物愛護管理法 第一章総則（目的）第1条

- ・平成24年改正において、法目的に「人と動物の共生する社会の実現」が追加され、「動物の愛護」と「動物の管理」により、「人と動物の共生する社会の実現を図る」と規定。

- 動物愛護管理法 第一章総則（基本原則）第2条

- ・平成11年改正において、基本原則に「人と動物の共生に配慮」との規定が盛り込まれた。

- 論点整理Ⅳ. 「人と動物の共生する社会」の将来ビジョン 1. 人と動物の共生する社会の具体像の提示 論点① 法目的にある「人と動物の共生」とは、どのような概念か（参照）

- ・平成 24 年改正で法目的に「人と動物の共生する社会の実現」が追加されたが、当該社会は、人と動物がどのような関係にある社会なのか（どのような動物の取扱いを求める社会なのか）については、具体的な姿が示されていない。
- ・当該規定の「動物」とは、利用目的・種を問わず、人と関わりのある動物全般を指す。
- ・平成 11 年改正で盛り込まれた基本原則の「人と動物の共生に配慮」との規定については、「ここでいう人と動物の共生は、人間社会の中における動物をそれぞれの役割に応じて適正に利用していくことも包含している。すなわち、実験動物や家畜等の利用も、その合理的な目的に応じた適正な動物の取扱いがなされるならば、人と動物の共生のあり方のひとつであると考えられる。」との解釈が示されている。（「改訂版動物愛護管理業務必携」（動物愛護管理法令研究会編著））